

原議保存期間	1年(令和7年3月31日まで)
有効期間	二種(令和6年3月31日まで)

庁内各局部課長  
各附属機関の長  
各地方機関の長  
各都道府県警察の長  
殿

警察庁乙備発第2号、乙官発第3号  
乙生発第3号、乙刑発第2号  
乙交発第2号、乙サ発第2号  
令和5年5月8日  
警察庁次長

警察庁新型コロナウイルス感染症対策本部の廃止について（依命通達）

本日、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症に変更されたことを受け、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第21条第1項の規定に基づき、「政府対策本部」が廃止された。

これに伴い、本日、令和2年3月26日に設置した警察庁長官を長とする「新型コロナウイルス感染症対策本部」を廃止したので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、「新型コロナウイルス感染症対策本部の改組について（依命通達）」（令和5年3月29日付け警察庁乙備発第1号ほか）は廃止する。

命により通達する。